

カミツキガメについて

| 根拠規定 | 省令第5条第2号 | 省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係) | | 省令第8条第2号 | 省令第8条第4号 |
|---------------|--|--|---|--|---|
| 目的 | 特定飼養等施設の基準の細目 | (第1号) 許可の有効期間 | (第2号) 飼養等数量の増減の届出等 ・届出が必要になる事由と提出期限 | 識別措置 | 取扱方法 |
| 動物園等における展示の場合 | <p>特定飼養等施設が、次に掲げる施設基準のいずれかに該当していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 おり型の施設基準 2 擁壁、空堀又は柵式の施設基準 3 移動式の施設基準 4 水槽の施設基準 | <p>5年間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入、譲り受け、引き受け、繁殖若しくは捕獲により飼養等する個体の数量が増加した場合、又は譲り渡し、引き渡し、死亡若しくは殺処分その他の事由により飼養等する個体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。ただし、次に掲げる条件によることとする場合は、この限りではない。 ・ 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、5年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 個体毎の飼養等の開始日と開始の事由並びに終了日と終了の事由 ロ 飼養等した個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係についても明らかにしておくこと。) ハ 個体の譲渡し等を行った場合は、個体毎に記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 ・ 飼養等の許可を受けた日から1年毎に、毎年、その期限の日の属する月の翌月末までに、当該1年間に飼養等した個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定外来生物の種類 ロ 1年間に飼養等した個体の総数量及び増減した数量並びに現存量 ハ 数量の増減に係る個体についての上記条件のイからハまでに掲げる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の左後肢皮下にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。以下「ISO規格」という。)の注入を行い、当該マイクロチップの注入の事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付して提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 飼養等の許可の際、現に飼養等していた個体に対して、ISO規格以外の規格のマイクロチップが注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合。 ロ 甲長が15cmに満たない個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付して提出している場合。 ハ 輸入、譲り受け、引き受け又は捕獲の際、当該個体に対して、既にマイクロチップ(ISO規格以外の規格も含む。)が注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合(飼養等許可者から譲り受け又は引き受ける場合を除く。) ・ 上記の措置は、個体の飼養等を開始した日から30日以内に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ち会いのもと、十分な強度を有する網に入れること等適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。 ・ 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。 |

カミツキガメについて

| 根拠規定 | 省令第5条第2号 | 省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係) | | 省令第8条第2号 | 省令第8条第4号 |
|------------------------------------|--|---|---|---|---|
| 目的 | 特定飼養等施設の基準の細目 | (第1号) 許可の有効期間 | (第2号) 飼養等数量の増減の届出等 ・届出が必要になる事由と提出期限 | 識別措置 | 取扱方法 |
| 指定の際現に飼養等している個体を愛がん又は鑑賞のために飼養等する場合 | <p>特定飼養等施設が、次に掲げる施設基準のいずれかに該当していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 おり型の施設基準 2 擁壁、空堀又は柵式の施設基準 3 移動式の施設基準 4 水槽の施設基準 | 5年間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲り渡し、引き渡し、死亡若しくは殺処分その他の事由により飼養等する個体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の左後肢皮下にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。以下「ISO規格」という。)の注入を行い、当該マイクロチップの注入の事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付して提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 飼養等の許可の際、現に飼養等していた個体に対して、ISO規格以外の規格のマイクロチップが注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合。 ロ 甲長が15cmに満たない個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出している場合であって、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付して提出している場合。 ・ 上記の措置は、個体の飼養等を開始した日から30日以内に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ち会いのもと、十分な強度を有する網に入れること等適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。 ・ 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。 |

カミツキガメについて

| 根拠規定 | 省令第5条第2号 | 省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係) | | 省令第8条第2号 | 省令第8条第4号 |
|--|--|---|---|--|---|
| 目的 | 特定飼養等施設の基準の細目 | (第1号) 許可の有効期間 | (第2号) 飼養等数量の増減の届出等 ・届出が必要になる事由と提出期限 | 識別措置 | 取扱方法 |
| 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的(防除個体等の引き取り・飼養等の場合に限る。) | <p>特定飼養等施設が、次に掲げる施設基準のいずれかに該当していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 おり型の施設基準 2 擁壁、空堀又は柵式の施設基準 3 移動式の施設基準 4 水槽の施設基準 | 5年間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防除個体等の引取若しくは繁殖により飼養等する個体の数量が増加した場合(飼養等の許可の日又は引取の日現在、妊娠していた個体から仔が生まれた場合に限る。)、又は譲り渡し、引き渡し、死亡若しくは殺処分その他の事由により飼養等する個体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の左後肢皮下にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。以下「ISO規格」という。)の注入を行い、当該マイクロチップの注入の事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付して提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 飼養等の許可の際、現に飼養等していた個体に対して、ISO規格以外の規格のマイクロチップが注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合。 ロ 甲長が15cmに満たない個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付して提出している場合。 ニ 引取の際、当該個体に対して、既にマイクロチップ(ISO規格以外の規格を含む。)が注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合(飼養等許可者から譲り受け又は引き受ける場合を除く。) ・ 上記の措置は、個体の飼養等を開始した日から30日以内に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ち会いのもと、十分な強度を有する網に入れること等適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。 ・ 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。 |

カミツキガメについて

| 根拠規定 | 省令第5条第2号 | 省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係) | | 省令第8条第2号 | 省令第8条第4号 |
|--------------------------|--|---|---|--|---|
| 目的 | 特定飼養等施設の基準の細目 | (第1号) 許可の有効期間 | (第2号) 飼養等数量の増減の届出等 ・届出が必要になる事由と提出期限 | 識別措置 | 取扱方法 |
| 学術研究、教育、生業の維持、その他上記以外の目的 | <p>特定飼養等施設が、次に掲げる施設基準のいずれかに該当していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 おり型の施設基準 2 擁壁、空堀又は柵式の施設基準 3 移動式の施設基準 4 水槽の施設基準 | 5年間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入、譲り受け、引き受け、繁殖若しくは捕獲により飼養等する個体の数量が増加した場合、又は譲り渡し、引き渡し、死亡若しくは殺処分その他の事由により飼養等する個体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体の左後肢皮下にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。以下「ISO規格」という。)の注入を行い、当該マイクロチップの注入の事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付して提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 飼養等の許可の際、現に飼養等していた個体に対して、ISO規格以外の規格のマイクロチップが注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合。 ロ 甲長が15cmに満たない個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付して提出している場合。 ハ 輸入、譲り受け、引き受け又は捕獲の際、当該個体に対して、既にマイクロチップ(ISO規格以外の規格を含む。)が注入されている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付して提出している場合(飼養等許可者から譲り受け又は引き受ける場合を除く。) ・ 上記の措置は、個体の飼養等を開始した日から30日以内に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ち会いのもと、十分な強度を有する網に入れること等適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。 ・ 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。 |

カミツキガメについて
特定飼養等施設の基準の細目

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1 おり型の施設(屋外型、室内型) | |
| | 当該施設が土地等に固定されていること。ただし、屋外から隔離可能な室内に常置する場合にあっては、この限りではない。 |
| | 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。 |
| | おりの格子の間隔又は金網の目の大きさは、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。 |
| | 外部との出入り口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離可能な室内に常置する場合にあっては、一重でもよい。 |
| | 全ての出入り口の戸には、飼養されている特定外来生物の体がふれない場所に施錠設備が設けられていること。 |
| | 排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう排水設備に逸出防止措置が講じられていること。 |
| | 当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。 |
| 2 擁壁、空堀又は柵式の施設(屋外に設置する天井のない施設) | |
| | 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。 |
| | 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。 |
| | 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、返し又は電柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。 |
| | 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさは、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。 |
| | 電柵設備を設ける場合にあっては、停電時直ちに作動できる発電機等の設備が設けられていること。 |
| | 擁壁、空堀又は柵の内部及び周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。 |
| | 外部との出入り口の戸は、二重以上となっていること。 |
| | 全ての出入り口の戸には、飼養されている特定外来生物の体がふれない場所に施錠設備が設けられていること。 |
| | 排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう排水設備に逸出防止措置が講じられていること。 |
| | 当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。 |
| 3 移動式の施設 | |
| | 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。 |
| | 個体の出し入れや給餌に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。 |
| | 開口部のふた、戸等については、特定外来生物の体のふれない部分に、施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りではない。 |
| | 空気孔又は排水孔を設ける場合は、その孔が個体(幼体を含む。)の逸出できない大きさ又は構造であること。 |
| | 運搬に係る特定飼養等施設は、密閉可能な箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。 |
| 4 水槽又はこれに類する施設 | |
| | 当該施設が土地等に固定されていること。ただし、野外から隔離可能な室内に常置する場合にあっては、この限りではない。 |
| | 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。 |
| | 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。 |
| | 開口部のふた、戸等については、特定外来生物の体のふれない部分に、施錠設備が設けられていること。 |
| | 空気孔又は排水孔を設ける場合は、その孔が個体(幼体を含む。)の逸出できない大きさ又は構造であること。 |
| | 当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。 |